

労働者の自己啓発に対する支援策について

現役世代全般

労働者の自己啓発の推進

教育訓練給付制度

労働者の自発的な能力開発の取り組みを支援するため、労働者が厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、労働者が負担した費用の一部に相当する額を教育訓練給付金として支給。

- 給付対象者:被保険者期間原則3年(初回に限り1年)
- 給付額:労働者が負担した費用の2割(上限10万円)に相当する額
- 給付実績:約103億円(平成18年度)
- 指定講座数:6,148講座(平成19年10月1日現在)

企業における自己啓発支援の推進

法律、指針等の整備

労働者が自発的に行う訓練等の機会を確保するため、職業能力開発促進法に、事業主が講ずる措置として、勤務時間の短縮、教育訓練休暇の付与等を規定するとともに、関係指針を整備。

キャリア形成促進助成金

事業主が行う従業員の自発的な能力開発への支援を促進するため、事業主が、従業員の申出により、教育訓練、職業能力検定又はキャリア・コンサルティングを受けるために必要な経費を負担したり、休暇を与える場合に、事業主が要した費用の一部をキャリア形成促進助成金により助成。

- 支給実績:約3千万円(平成18年度)

キャリアの節目

キャリア健診・企業診断システム事業(20年度新規事業)

労働者が生涯を通じて、意欲をもって、やりがいや充足感を感じながら働けるようにするため、様々なキャリアや生活上の問題を抱えるキャリアの節目の時期にある労働者に対し、心の健康保持も含めた総合的なキャリア形成支援を行うモデル事業を実施するとともに、企業が行う自己啓発支援等を診断するプログラムを開発する。

- 有識者による研究会を開催し、①効果的な支援方法等を検討し、試行的に20社程度の企業で実施(キャリア健診)、②能力開発に有効な企業の取組指針等を検討(企業診断システム)。
- 予算額:約5千万円

中高年齢者

コミュニティ・ジョブ支援事業(20年度新規事業)

団塊世代等を中心とした中高年労働者が、NPO法人等を就業先として積極的に選択できるようにするため、NPO法人等での就業又はNPO法人等の起業を希望する中高年齢者等に対し、NPO法人等に関する情報提供やNPO法人等での職場体験機会を提供するモデル事業を実施。

- 事業を総合的に実施する「コミュニティ・ジョブセンター」を全国に3箇所設置し、運営をNPO法人等へ委託。
- 予算額:約3千万円